

第 1 0 1 号議案

豊川市地区市民館条例の一部改正について

豊川市地区市民館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市地区市民館条例の一部を改正する条例

豊川市地区市民館条例（昭和 5 2 年豊川市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 3 条関係）		別表（第 3 条関係）	
名称	位置	名称	位置
豊川市平尾地区市民館	(略)	豊川市平尾地区市民館	(略)
豊川市古宿地区市民館	(略)	豊川市三上地区市民館	豊川市三上町天神前14番地の 3
豊川市下郷地区市民館		豊川市古宿地区市民館	(略)
豊川市三蔵子地区市民館	豊川市大崎町小林81番地	豊川市下郷地区市民館	(略)
豊川市千両地区市民館	(略)	豊川市麻生田地区市民館	豊川市麻生田町寺前10番地
(略)		豊川市三蔵子地区市民館	豊川市大崎町小林87番地
豊川市御馬地区市民館	(略)	豊川市睦美地区市民館	豊川市三谷原町村前15番地
豊川市豊川東部地区市民館	豊川市牧野町久護28番地の 4	豊川市千両地区市民館	(略)
		(略)	
		豊川市御馬地区市民館	(略)

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、豊川市三上地区市民館、豊川市麻生田地区市民館及び豊川市睦美地区市民館の統合・再編により豊川市豊川東部地区市民館を設置するとともに、豊川市三蔵子地区市民館の建替工事に伴い当該地区市民館の機能を一時的に移転する必要があるからである。

参考資料 豊川市豊川東部地区市民館位置図

$$S = \frac{1}{2,500}$$

